

# 伊那谷森林計画区

## 第四次国有林野施業実施計画書

### 第一次変更計画

(変更分のみ)

【変更年月】  
第一次変更 平成27年3月

計画期間 自 平成25年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

中部森林管理局

# 目 次

I 変更事由	1
II 変更事項	
2 施業群の名称並びに区域、伐期齡又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	
(2) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプにおける施業群別面積等	2
(3) 水源涵養 <sup>かん</sup> タイプの施業群別の上限伐採面積	3
(4) 伐採総量	4
(5) 更新総量	6
4 治山に関する事項	7

## 伊那谷森林計画区 第四次国有林野施業実施計画の第一次変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は、平成27年4月1日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

- 1 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける施業群別面積等、水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積、伐採総量、更新総量について

公益的機能の維持増進及び地球温暖化における森林吸収源対策に必要な事業を実行するため、施業群及び事業量の変更をする。

- 2 治山に関する事項について

治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける施業群別面積等

(単位：h a、年)

施業型	施業群	面積	施業の方法等		伐期齢又は回帰年
			施業方法	目標とする森林	
単層型 (短期)	小面積分散伐区	853.65 (789.28)	育成単層林施業	伐区を縮小、分散化させることにより、小流域単位で見た時にモザイク的配置となることで、林齢、林相が異なる多様な森林。	スギ 60 ヒノキ 75 カラマツ 60 アカマツ 75
	長伐期	5,522.36 (5,586.73)	育成単層林施業	主伐を標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢において行い、成長の旺盛な時期から主伐までの間に成長に応じた間伐を繰り返す、下層植生の発達した森林。	ヒノキ 150 カラマツ 100

(単位：ha、年)

施業型	施業群	面積	施業の方法等		伐期齢 又は 回帰年
			施業方法	目標とする森林	
複層型	人工林 複層伐	997.45 (997.45)	育成複層 林施業	人工林において、複層伐により部分的に伐採し、人為による複層林化を図った複数の樹冠層を構成（階層構造）する森林。	ヒノキ 150 [75] スギ 130 [65] カラマツ 100 [60]
漸伐 複層型	天然林 漸伐 複層型	970.20 (970.20)	育成複層 林施業	天然林において、漸伐により部分的に伐採し、人為あるいは天然力により複層林化を図り複数の樹種及び樹冠層を構成（階層構造）する森林を成立。	N 200 L 180
択伐 複層型	人工林 択伐 複層型	683.22 (683.22)	育成複層 林施業	人工林又は天然林において、択伐により部分的に伐採し、人為あるいは天然力により複層林化を図った複数の樹種及び樹冠層を構成（階層構造）する森林。	95 (35)
	天然林 択伐 複層型	1,893.40 (1,893.40)	天然生林 施業		N200 (35) L180 (25)
その他		27.74 (27.74)	遺伝子保存林、検定林、施業指標林、試験地、精英樹保護林等の目的による。		
合計		10,948.02 (10,948.02)			

- (注) 1 林地以外の土地の面積は含まない。  
 2 ( ) は回帰年、[ ] は複層林の初回伐採の伐期齢である。  
 3 面積欄の ( ) は変更計画前の面積である。

(3) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積	変更計画前
小面積分散伐区	56.91	52.61
長伐期	184.07	186.22
人工林複層伐	78.53	78.53
択伐複層型	368.08	368.08
漸伐複層型	24.25	24.25

- 注1) 契約に定める分収林が含まれる場合には上限伐採を超えて定めることが出来る。  
 注2) 上限伐採面積は、計画期間（5年）分の面積である。

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、h a)

区 分	林 地					林地 以外	合 計	変 更 計画前
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計			
山地 災害 防止 タイ プ	土砂流出崩壊防備		(1,001.35) 92,822	92,822				
	気 象 害 防 備							
	計		(1,001.35) 92,822	92,822				
自然維持タイプ								
森林空間利用タイプ			(34.27) 2,710	2,710				
快適環境形成タイプ								
水源 涵養 タイ プ	小面積分散型	20,138	11,894	32,032				
	長 伐 期	3,797	81,616	85,413				
	人工林複層伐	1,442	18,595	20,037				
	人工林択伐複層型		15,845	15,845				
	そ の 他		568	568				
	計	25,377	(1,326.77) 128,518	153,895				
合 計		25,377	(2,362.39) 224,050	249,427	22,573	272,000	272,000	260,000
年 平 均		6,526	(473.37) 44,892	51,418	4,582	56,000	56,000	52,000

注1 ( ) 書きは間伐面積である。

2 年平均は、従来の年平均に当該変更計画による伐採量の増減量を残期間(年数)で除したものを加えて算出。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位 : m<sup>3</sup>)

市町村名	林地				林地 以外	合計	変更 計画前
	主伐	間伐	小計	臨時 伐採量			
飯田市		30,447	30,447				30,447
伊那市	18,854	63,200	82,054				76,227
駒ヶ根市							
茅野市	2,510	11,868	14,378				13,212
下諏訪町	3,359	26,596	29,955				26,104
富士見町		9,111	9,111				9,111
辰野町	654	13,866	14,520				13,866
飯島町		1,025	1,025				1,025
中川村		1,576	1,576				1,576
宮田村		575	575				575
松川町							
阿智村		25,624	25,624				25,624
下條村		1,802	1,802				1,802
喬木村		3,274	3,274				3,274
豊丘村		5,062	5,062				5,062
大鹿村		30,024	30,024				30,024

(注) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：h a)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計	変 更 計 画 前
人 工 造 林	単層林造成					44.64	44.64	
	複層林造成					9.06	9.06	
	計					53.70	53.70	28.02
天 然 更 新	天然下種第1類	10.36				6.12	16.48	
	天然下種第2類							
	計	10.36				6.12	16.48	16.48
合 計		10.36				59.82	70.18	44.50



4 治山に関する事項

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量	変更計画前
【南信署】東俣川、鳴岩沢、柳川、金沢、黒沢谷、大滝沢、唐沢、藪沢、小黒川、東谷、笹ヶ平、小瀬戸谷、東風巻谷、刈萱谷、船形沢、菰立沢、抜沢、牛淵川、荒川、南荒川、みこぶち、手良沢、大黒沢 【伊那谷総合治山】中御所川下流、オンボロ沢、塩川下流、上村、青木川上流、赤なぎ、本谷、園原、尾高沢、与田切川下流、岩本沢、松川（阿智川）、兎洞、小嵐川、押出川、黒川中流、日向沢、青木川中流	保全施設	溪間工	41 (南信署 23) (伊那谷総合治山 18)	37 (南信署 22) (伊那谷総合治山 15)
【南信署】東俣川、渋川、鳴岩沢、黒沢谷、大滝沢、唐沢、瀬戸沢、小黒川、東谷、歌宿沢、藪沢、船形沢、西風巻谷、抜沢、菰立沢、牛淵川、黒松沢、手良沢、小瀬戸谷、東風巻谷 【伊那谷総合治山】黒川中流、中御所川下流、松川（与田切川）、与田切川下流、塩川下流、青木川上流、青木川中流、青木川下流、赤なぎ、本谷、園原、松川（阿智川）、上村、尾高沢、岩本沢、兎洞、小嵐川、押出川	保全施設	山腹工	38 (南信署 20) (伊那谷総合治山 18)	36 (南信署 18) (伊那谷総合治山 18)
【南信署】荒川	保全施設	その他	1 (南信署 1)	
伊那谷森林計画区管内の保安林区域内	保安林の整備	保安林改良	613.55	613.55
合 計	保全施設	溪間工	41 (南信署 23) (伊那谷総合治山 18)	37 (南信署 22) (伊那谷総合治山 15)
		山腹工	38 (南信署 20) (伊那谷総合治山 18)	36 (南信署 18) (伊那谷総合治山 18)
		その他	1 (南信署 1)	
	保安林の整備	保安林改良	613.55	613.55

- (注) 1 保全施設の計画量「箇所数」は「単位流域」数を表す。同名の単位流域には（支流域名）を付した。  
 2 位置は単位流域を表す。  
 3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。